

一般事業主行動計画書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1、計画を策定した日 平成30年8月2日
- 2、計画の策定内容 ア、男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
イ、出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
- 3、行動計画の計画期間 平成30年8月2日～令和5年8月1日
- 4、行動計画の内容について

《対策》 ア、イ、ともに労働者への周知の方法等を具体的に計画した。

- ① 理事長並びに各園の園長への計画の内容の周知
 - ・定例の園長会にて、行動計画の内容について共通の認識と理解を促し、各園での職員の要望等を会議で報告し、行動計画を実施実行できるように、法人全体で進めて行く。
- ② 各園において、園長、副園長、主任及び主幹保育教諭又は、責任者が、職員の要望・希望を随時、把握し、園長に報告をし、園長は理事長に報告をすること。
- ③ 職員間での周知の方法としては、採用時の雇用契約締結時に行動計画の内容を説明する。また、2学期、3学期の始まる段階のミーティング等で、内容の確認と、各個人の要望・希望を確認する。
- ④ 規程をいつでも閲覧できる場所（事務所内）に設置し、誰でも確認閲覧が出来るような体制を整える。